

窓口負担割合の判定について

同じ世帯に後期高齢者医療制度の被保険者で
住民税課税所得金額が145万円以上※1の方がいますか

いる

いない

世帯内後期高齢者医療制度の被保険者のうち
課税所得※2が28万円以上の方がいる。

いない

いる

世帯に後期高齢者医療制度の被保険者の人数は何人か？

1人だけ

2人以上

年金収入※3 + その他の合計所得
金額※4 が200万円以上か。

年金収入※3 + その他の合計所得
金額※4 が320万円以上か。

200万円
未 満

200万円
以 上

320万円
未 満

320万円
以 上

3
割

1
割

1
割

2
割

1
割

2
割



※1 課税所得145万円
以上かつ収入額の合計が、
383万円以上（**複数世
帯の場合は520万円**）
の方。

※2 課税所得とは、町民税
納付通書の課税標準の額
（前年の収入から、給与所
得控除や公的年金等控除、
所得控除）を差し引いた後
の金額です。

※3 年金収入には遺族年金
や障害年金は含みません。

※4 その他の合計収入金額
とは、事業収入や給与収入
等から、必要経費や給与所
得控除等を差し引いた後の
金額です。